イエメン	イスラエル	イラク	イラン	オマーン	カタール	クウェート	サウジアラビア	シリア	トルコ	バーレーン	ヨルダン	レバノン	アルジェリア	アンゴラ
リアル	シェケル	ディナール	リアル	リアル	リヤール	ディナール	リヤール	ポンド	リラ	ディナール	ディナール	ポンド	ディナール	クワンザ
5,400	89	29,000	620,000	10	89	8	93	2,530	40	10	18	38,000	2,000	2,400
1,400	23	8,000	160,000	3	23	2	30	640	10	3	5	10,000	500	600
3,600	60	20,000	420,000	7	60	5	60	1,690	30	6	12	25,000	1,400	1,600
900	15	5,000	110,000	2	15	2	20	430	10	2	3	7,000	400	400

ウガンダ	エジプト	エチオピア	ガーナ	ガボン	カメルーン	ギニア	ケニア	コートジボワール	コンゴ民主共和国	ザンビア	ジブチ	スーダン	セネガル	タンザニア
シリング	ポンド	ブル	セディ	CFAフラン	CFAフラン	フラン	シリング	CFAフラン	フラン	クワチャ	フラン	ポンド	CFAフラン	シリング
64,000	180	470	49	12,000	12,000	172,000	2,200	12,000	22,000	134	4,500	142	12,000	40,000
16,000	50	120	13	3,000	3,000	43,000	600	3,000	6,000	34	1,200	36	3,000	10,000
43,000	120	310	33	8,000	8,000	120,000	1,500	8,000	15,000	89	3,000	95	8,000	27,000
11,000	30	80	9	2,000	2,000	30,000	400	2,000	4,000	23	800	24	2,000	7,000

チュニジア	ナイジェリア	ブルキナファソ	ベナン	ボツワナ	マダガスカル	マラウイ	マリ	南アフリカ共和国	南スーダン	モーリタニア	モザンビーク	モロッコ	リビア	ルワンダ
ディナール	ナイラ	CFAフラン	CFAフラン	プラ	アリアリ	クワチャ	CFAフラン	ランド	ポンド	ウギア	メティカル	ディラム	ディナール	フラン
40	3,900	12,000	12,000	200	55,000	9,000	12,000	240	73	7,500	730	220	32	16,000
10	1,000	3,000	3,000	50	14,000	3,000	3,000	60	19	1,900	190	60	8	4,000
27	2,600	8,000	8,000	140	37,000	6,000	8,000	160	49	5,000	490	150	22	10,700
7	700	2,000	2,000	40	10,000	2,000	2,000	40	13	1,300	130	40	6	2,700

附　則

1　この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

2　この省令第一条による改正後の国外における旅券手数料の額を定める省令の規定は、この省令の施行の日以後に旅券法施行令（平成元年政令第百二十二号）第三条第一項各号に掲げる処分の申請をする者に係る手数料について適用し、同日前にこれらの処分の申請をした者に係る手数料については、なお従前の例による。

3　この省令第二条による改正後の領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令の規定は、この省令の施行の日以後に旅券法施行令及び領事官の徴収する手数料に関する政令の一部を改正する政令（平成十一年政令第三百八十二号）第一条の規定による改正前の旅券法施行令第三条第一項の適用を受けて外国にある者が国外において行う申請に係る手数料について適用し、同日前にその申請をした者に係る手数料については、なお従前の例による。

4　ジンバブエにおける手数料の額は、アメリカ合衆国における手数料の額と同額とし、アメリカ合衆国ドルにて納付するものとする。